

議案第15号

松阪市職員の分限に関する条例の一部改正について

松阪市職員の分限に関する条例（平成17年松阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の分限に関する条例（平成17年松阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。